

安全見守り防犯カメラの公設置基準

1 設置基準

- ・小学校の周辺及び通学路のほか学習塾への通塾路や遊びの場の公園など、子どもに対する犯罪抑止に効果があるとして小学校及び警察が必要と認め、区役所としても犯罪抑止に効果があると認める箇所
- ・犯罪の発生又は発生の危険性の高い地域として警察が必要と認め、区役所としても犯罪抑止に効果があると認める箇所
- ・市の「防犯カメラ設置補助制度」による設置箇所と重複しない箇所
- ・具体的な設置にあたっては、地域住民等へ説明

2 設置主体

天王寺区役所